○復興庁告示第三十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（一関市復興推進計画（認定番号岩手第二十九号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社岩手銀行

二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○復興庁告示第三十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（一関市復興推進計画（認定番号岩手第二十九号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社北日本銀行

二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目六番七号

○復興庁告示第三十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（一関市復興推進計画（認定番号岩手第二十九号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　一関信用金庫

二　住所　岩手県一関市幸町五番五号

○復興庁告示第三十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（栗原市復興推進計画（認定番号宮城第六十八号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第三十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八十八号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第三十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八十八号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社福島銀行

二　住所　福島県福島市万世町二番五号

○復興庁告示第三十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八十八号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第三十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（富岡町復興推進計画（認定番号福島第八十九号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第四十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第九十号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第四十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第九十一号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社横浜銀行

二　住所　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目一番一号

○復興庁告示第四十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第九十号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　あぶくま信用金庫

二　住所　福島県南相馬市原町区栄町二丁目四番地

○復興庁告示第四十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第九十一号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　相双五城信用組合

二　住所　福島県相馬市中村字大町六十九番地

○復興庁告示第四十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（石川町復興推進計画（認定番号福島第九十一号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第四十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（石川町復興推進計画（認定番号福島第九十一号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第四十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（石川町復興推進計画（認定番号福島第九十一号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫

二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第四十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（石川町復興推進計画（認定番号福島第九十一号）に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　須賀川信用金庫

二　住所　福島県須賀川市宮先町三十一番地